

# 欧州通貨統合史の神話と実相

スネイクから EMS へ

権 上 康 男

はじめに

前史 1960年代における通貨統合問題

1. ローマ条約の「不備」
2. 通貨統合問題の浮上

経済通貨同盟構想とスネイクの誕生（1969 - 73年）

1. 通貨統合の工程表をめぐる仏独の確執
2. スネイクの真実 非対称性

ユーロ・ペシミズムの光と影（1974 - 78年）

1. 石油危機と変動相場制の衝撃 弱い通貨政策の失効
2. パール・プラン 新自由主義へのフランスの改宗
3. スネイク改革案とドイツの抵抗

EMS の真実（1978 - 81年） 「双頭のスネイク」

1. ブレーメン/ブリュッセル決議 「建設的あいまいさ」
2. EMS の創設と先送りされた単一通貨への道

結び

## はじめに

欧州通貨統合の歴史を扱った研究文献は日本国内にも海外にも数多く存在する。しかしその多くは金融制度の側から接近したもので、固有の意味における歴史研究はきわめて少ない。本格的なものは未だ現れていないと言ってよい。ここで固有の意味における歴史研究とは、未開発の歴史文書(第一次史料)に可能なかぎり依拠し、対象を経済社会の歴史的進化のなかに位置づけて分析し考察する研究という意味である。

歴史研究が少ないのは、対象となる時代が新しいことのほかに、複雑な金融技術にかかわる問題を扱わねばならないことによると思われる。しかし技術面における困難は歴史研究を行ううえで本質的な妨げにはならない。というのは、史料批判という歴史研究にのみ許された手法がこの研究領域ではとくに有効だからである。欧州通貨統合史については、階層的に配置された複数の欧州共同体の機関が同じ問題に取り組んでいることもあり、豊富な歴史文書が残されている。このため、同一の事柄を記録した複数の文書を突き合わせ、説明や表現方法の違いを手掛かりにして歴史の真実に接近するという手法を辛抱強く使えば、基本的に技術上の問題は克服できるのである。本日の話のもとになっている私の個別研究<sup>1)</sup>では、いずれにおいてもこうした手法が使われている。

先行する研究がほとんどないだけに、歴史研究者は欧州通貨統合史にどのような課題意識をもって臨むべきかが問題になるであろう。私は3つ大きな課題があると考えます。

欧州諸国の通貨統合への取組みは、1970年代の初頭から1999年におけるユーロの導入まで、実に30年の長きに及んでいる。その間、多くの困難に直面し、さまざまな曲折があったものの、この取組みは途絶えることがなかった。これはなぜなのか。これが課題の第一である。この課題に応えられるのは、短期と長期を同時に扱うことのできる歴史研究だけである。

課題の第二は社会とのかかわりである。通貨統合を進めるには欧州諸国の経済政策ならびに経済のファンダメンタルズ、そして最終的には経済の仕組みそのものを相互に近づけること、つまり共同体の用語で言う「収斂」<sup>2)</sup>が必要に

1) 本稿末尾の参考文献、権上(1)-(9)。

なる。そうした収斂は、各国内ならびに各国間において、あるべき経済政策ならびに市場経済モデルについてコンセンサスが成立していないと難しい。そうであるなら、このコンセンサスはどのような経済政策、市場経済モデルにおいて成立したのか、それはいつなのか、が問われなければならない。

最後の第三の課題は国家主権との関係である。通貨の発行権は歴史のなかでは権力者の大権、国家の主権の重要な要素と見なされてきた。欧州諸国はこの通貨発行権を、なぜ、またどのような経緯で共同体の中央機関（欧州中央銀行）に移譲する選択をしたのか。通貨統合への取組みを進めるなかで、主権問題はどのようなかたちで処理されたか、あるいは処理されたと考えるべきなのか。

本日の話もこれら3つの課題を念頭において進めることになる。副題を「神話と実相」としたのは、これまでの通説や理解の誤りを正すとともに、欧州通貨統合を理解するうえで有益と思われる、新しい史実や論点を提示したいと考えるからである。

私の専門がフランス経済史であることからフランスにバイアスのかかった話になるが、それには2つの積極的な意味があると考えられる。まず、フランスは同盟国である（西）ドイツとともに統合欧州を支える「基軸国」である。次に、フランスは経済的には大国でなかったが、西側諸国のなかでほとんど唯一、超大国アメリカ合衆国にたいして正面から物の言える国であった。欧州通貨統合はドルを基軸とする戦後の国際通貨体制の歴史的進化と分かちがたく結びついていた。それだけに、フランスにバイアスのかかった接近法は、欧州通貨統合を戦後の資本主義世界の歴史的進化のなかに位置づけて、バランスよく考察するうえで有益と考えられる。

---

2) 共同体の諸機関では、定義なしに「協力」(coopération)、「協調」(coordination)、「収斂」(convergence) など、相互に部分的に重なり合う用語が用いられてきた。今日広く使われているのは「収斂」であるが、それが使われるようになるのは1970年代に入ってからである。

## I 前史 1960年代における通貨統合問題

### 1. ローマ条約の「不備」

技術面から見た通貨統合の本質は、関係する諸国間における為替相場の変動を廃絶することにある。それは単一通貨の導入によってもできるし、従来どおり国民通貨を使いながら国際協定で為替相場の変動の廃止を決めることによってもできる。具体的な方法は別にして、通貨統合は、欧州諸国が欧州共同体という政治同盟の枠組みのなかで、経済統合を深め完成に導くという目的のもとに追求してきたものである。そこで、共同体の基本法である1957年3月のローマ条約における通貨関連規定を確認しておくことにしよう。

ローマ条約が締結された時期には、ブレトンウッズ協定から生まれた戦後の国際通貨制度は未だ動揺していなかった。とはいえ、この制度のもとでも欧州の通貨については対ドル $\pm 0.75\%$ 、欧州の通貨間では最大で $1.5\%$ の為替相場の変動が認められていた。したがって欧州諸国にはこの $1.5\%$ の為替変動の廃絶を問題にできたはずである。

しかしローマ条約は、通貨については国際収支との関連でごく簡単に触れるにとどまっている。まず第104条で、「各加盟国は総合収支の均衡を保障し通貨の信託を維持する」という一般的な目標が示されている。次いでこの目標との関連で、第105条で「通貨に関する加盟諸国の政策調整を進めるために通貨委員会を設置する」ことが、そして第108条および第109条で加盟国が国際収支危機に陥った場合の「相互支援」と「セーフガード措置」が、それぞれ定められている。

要するにローマ条約では、国際収支の不均衡から加盟国が平価の切下げに追い込まれる事態を防ぐことと、実際に国際収支危機が発生した場合への対応だけが問題にされ、これらの問題に対応するための実務機関として通貨委員会を設置することが謳われていたのである。なお通貨委員会は、各国の経済・財務担当省の局長級の代表と中央銀行の副総裁級の代表から構成される諮問機関＝専門委員会として、ローマ条約の発効と同時に設置された。

このように、経済統合を目標に掲げているにもかかわらず通貨の統合が扱わ

れていなかったことは、のちにローマ条約の「不備」という言葉で語られることになる。

ではなぜ「不備」が生じたのか。当局者たちの証言類によると、理由は2つあったようである。一つは、ブレトンウッズ体制のもとで欧州諸国間の為替相場の最大乖離幅が15%に抑えられていたために、為替の変動は当面、共同市場の建設にとって決定的な障害にはならないと見られたこと。もう一つの理由は、通貨統合は国家主権問題に直結するために、経済統合の出発点において議論するには問題があまりに大きく、時の政権には責任を負いきれないと判断されたことである。

いずれにせよ、ローマ条約には「不備」があったために、通貨を統合しようとすれば、いずれかの段階で条約の改正と、そのための各国内における法的手続きが必要になる。ローマ条約はのちの時代に重い政治的課題を残していたのである。

## 2. 通貨統合問題の浮上

ローマ条約には明文による規定がなかったにもかかわらず、共同体の行政領域を管掌する欧州委員会の内部では、非常に早い段階から、通貨統合が俎上に載せられていた。

欧州委員会は1962年10月に「第二段階の行動プログラム」を策定しているが、そこには、経済統合の最終段階では通貨統合が必要になること、それに備えて中央銀行総裁から構成される中央銀行総裁理事会 (Council) を創設すること、の2項目が盛り込まれていた。ここに登場する中央銀行総裁理事会は、中央銀行総裁委員会 (Committee) の名称で<sup>3)</sup>、通貨委員会と同様の諮問機関として1964年4月に創設される。

1964年11月には、欧州委員会副委員長のロベール・マルジョランが通貨委員会に出席し、非公式なかたちではあるが、各国の代表から通貨統合の是非について意見聴取を行っている。マルジョランによる理由説明はこうであった。共通農業政策をめぐる交渉が大詰めを迎えており、農産物に「統一価格制度」

---

3) 「理事会」でなく「委員会」と名称が変更されたのは、理事会にすると決議機関と誤解される恐れがあるとの意見が通貨委員会に出されたからである。中央銀行総裁委員会は決議機関ではなく、通貨委員会と同様の諮問機関＝専門委員会であったことに注意しておこう。

が導入され、為替リスクなしに農産物の域内流通が保障されることが確実になった。もはや加盟諸国による為替平価の変更は許されない。よって通貨統合が現実の課題になっている。

このとき、通貨統合に賛成したのはドイツ連邦経済省の局長ロルフ・ゴッホトだけである。ゴッホトの意見は単純明快であった。まず欧州中央銀行制度を創設し、この制度のもとで各国の通貨政策を調整し、通貨統合を行えばよいというのである。これにたいして他の代表たちは、各国の経済政策の間に大きな隔たりがある現状では通貨統合は非現実的であり、検討の対象にはなり得ないと主張した。ブンデスバンク理事のオトマール・エミンガーも自国の政府代表を厳しく批判する発言をしている。

一方、政治的に見ても、通貨統合を問題にすることは不可能であった。国家主権の絶対性を唱えるシャルル・ドゴールがフランスの大統領職にあったからである。実際、1965年8月には有名な「空席」危機が起こっている。欧州委員会と欧州議会を超国家的機関にしようとする共同体内の動きを牽制するために、ドゴールが共同体の諸機関からフランスの代表を一斉に引き揚げるという強硬手段に出たのである。

## II 経済通貨同盟構想とスネイクの誕生(1969 - 73年)

1969年末から、まず政治のレヴェルで通貨統合に向けた動きが生まれる。次いで、スミソニアン協定が結ばれたあとの1972年4月に、「スネイク」(蛇)と通称される有名な欧州通貨協力制度が誕生する。しかし、通貨統合に向けたこの最初のころみは厳しい試練に見舞われ、短命に終わる。スネイクの誕生それ自体にも、またスネイクが直面した試練にも、深刻の度合いを増したドル危機とそれに起源をもつ国際通貨危機が深くかかわっていた。

### 1. 通貨統合の工程表をめぐる仏独の確執

#### ハーグ欧州首脳会議とヴェルネル委員会

1969年12月にハーグで開かれた欧州首脳会議で、フランス、ドイツ、イタリア、ベネルクス共同体加盟6カ国の首脳が「経済通貨同盟の創設に向けた工程表を策定する」ことで合意した。「経済通貨同盟」の創設とは通貨統合と

事実上同義である。「経済」という用語が挿入されているのは、通貨統合は各国の経済政策ならびに経済のファンダメンタルズの収斂が同時併行的に進まないかぎり実現不可能と考えられていたためである。

ハーグ決議を支配していたのは主として政治的動機だったようである。フランスにとってはイギリスの共同体加盟問題が主要な動機づけになっていた。イギリスが加盟を果たせば、イギリスは経済共同体 (EEC) を FTA に近い方向に導こうとするに違いない。そうすると共同体は求心力を失い、弱体化する。共同体にたいするフランスの権益が失われる恐れもある。通貨統合という最終的目標を事前に設定しておけばそうしたイギリスの動きを封じることができる。一方のドイツにとっては、新東方政策をめぐるソ連との交渉が動機としてはたらいっていた。この交渉を有利に進めるにはドイツと西欧諸国との紐帯を強めておく必要があるが、通貨統合はそれを可能にする恰好の手段になるというのである。これはフランス大統領府による理解で、その根拠になったのは仏独定期首脳会議におけるドイツ側の発言である。

ハーグ決議の政治的性格を物語るように、フランスについて見ると、会議の準備は大統領府主導で進められた。また、大統領ジョルジュ・ボンピドゥーにとっては、通貨統合はあくまでも一般的、抽象的な目標にすぎなかった。あるいは、ドゴール派の重鎮ミシェル・ドゥブレの言葉を借りれば、通貨統合は「仮定の話」<sup>4)</sup> でしかなかったのである。

ハーグ会議の直後に、経済通貨同盟の工程表を準備するために作業委員会が設置された。この委員会は、委員長を務めたルクセンブルクの首相ピエール・ヴェルネルの名をとって「ヴェルネル委員会」と呼ばれる。ヴェルネル委員会の発足とほぼ時を同じくして、アメリカの主導で、ブレトンウッズ固定相場制の改革が IMF における公式の検討課題に据えられる。改革とは、ドル危機から生じる国際通貨危機に対処するために、この制度のもとで認められている対ドル±1%の変動幅をたとえば対ドル±2-3%に拡大するというものである。そうすると欧州諸国通貨間の最大変動幅は4-6%になり、関税同盟としてはほぼ完成していた共同市場の運営が難しくなる。なかでも共通農業政策は機能不全に陥る。こうして、漠然とした目標として設定されたはずの通貨統合は、共同市場を防衛するという共同体諸国に固有の事情と結合し、現実の課題に転

4) Archives Nationales [AN], 5AG2/1036. note manuscrite, signée par Michel Debré, s.d.

化する。

ヴェルネル委員会の最終報告書は1970年10月に完成した。その概要はこうである。3つの段階を踏んで10年後に単一通貨を導入する。第一段階では、欧州諸国間の為替変動幅をブレトンウッズ体制下で認められている最大変動幅以下の12%に縮小する。これはスネイク、ただし対ドル±0.75%というトンネルのなかを蛇行する「トンネルの中のスネイク」(図1を参照)の創設を意味する。最後の第三段階において経済政策と通貨政策の中央決定機関を創設し、単一通貨を導入する。なお、通貨統合を単一通貨の導入によって行うのは、為替変動を確実にかつ不可逆的に廃絶するためである<sup>5)</sup>。

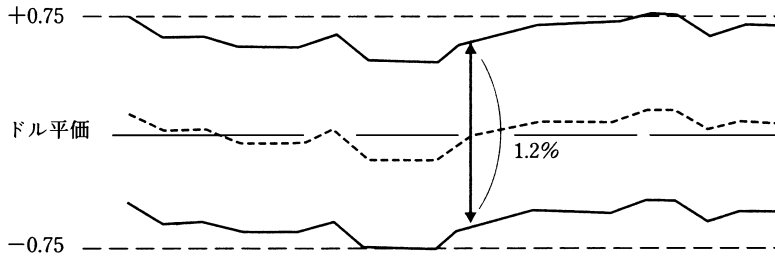
このようにヴェルネル報告では最初と最後の段階は内容が具体的に詰められていた。しかし、中間の第二段階については具体的なことは何も書かれていなかった。報告書のこの不自然な構成は、仏独間に生じた確執の激しさを反映するものである。フランスは当面、域内信用制度の充実によって為替関係の安定を図ればよいとする立場をとった<sup>6)</sup>。これにたいしてドイツは、確実に10年後に単一通貨を導入できるように、経済政策における協調を急ぐことを主張し、そのために中央政策決定機関の創設に執着した。中間段階が実質的に欠落した報告書は、こうした対立する両国の妥協の産物だったのである。委員長のヴェルネルや委員会に陪席したフランス財務省の高官たちの回想によると、第一段階についてはフランス、最終の第三段階についてはドイツのそれぞれ主張を入れ、第二段階については第一段階の結果を検証したうえで改めて検討することで決着を図ったのだという。

5) Rapport au Conseil et à la Commission concernant la réalisation par étapes de l'union économique et monétaire dans la Communauté «Rapport Werner», doc. repris dans *Le rôle des ministères des Finances et de l'Economie dans la construction européenne (1957-1978)*. Journées préparatoires tenues à Bercy le 14 novembre 1997 et le 29 janvier 1998, T. II, Paris, 2002.

6) ヴェルネル委員会の発足を決めた1970年2月の欧州閣僚理事会には、各国の経済・財務担当大臣たちが工程表案を持ち寄った。なかでもシラーは「シラー案」、ベルギーのスノウは「スノウ案」として知られる工程表案を文書化して提出した。それらは各段階への移行の期限が明記された具体的かつ詳細なものであった。このときジスカールデスタンも4つの段階からなる「フランス案」を提案しているが、その内容はきわめて漠然としたものであった。しかも、提案は会議の席上、口頭でなされた。それというのも、フランス財務省が閣僚理事会用に当初用意した工程表には、第一段階についてしか記されていなかったのである。権上(2)を参照。



図1 スネイクの概念図 アンショール報告（1970年8月）による



（出所）Archives économiques et financières, Z3661. Comité des Gouverneurs des Banques centrales des Etats membres de la C.E.E. Comité d'experts présidé par le baron Ansiaux. Rapport sur les questions posées par le Comité «ad hoc» présidé par M. le Premier Ministre Werner, 1<sup>er</sup> août 1970.

### 仏独対立の構図

ヴェルネル委員会の作業と併行して、フランスの財務大臣ヴァレリー・ジスカールデスタン、ドイツの経済大臣カール・シラー、それに仏独両国の中央銀行総裁・副総裁、財務・経済省の高官たちの中で、国際通貨制度ならびに欧州通貨統合をめぐる激しい論争がくり広げられた。仏独2国間会議、欧州閣僚理事会、通貨委員会、中央銀行総裁委員会などの場で行われたこの論争から、国際経済の安定維持について両国の考え方に根本的な違いのあったことが分かる。

フランスの考え方はこうである。国際経済の安定は、安定した為替関係の基礎に成立するものであり、為替安定の責任は国家すなわち政治が負わねばならない。よって固定相場制の維持が最良の選択である。固定相場制を維持するためには資本移動の制限も考えるべきである。こうしたフランスの考え方は1930年代からのものであり、この国の伝統と言ってもよい。昨年夏に、財務省国庫局長、IMF専務理事、フランス銀行総裁を歴任したジャック・ドゥ・ラロジエールから聞き取りをしたが、彼の口ぶりでは、フランスの考え方の基本は現在も変わっていないようである<sup>7)</sup>。

一方のドイツの考え方はこれと反対である。ドイツでは経済省、財務省、ブンデスバンクの間に微妙な考え方の違いがある。とくにブンデスバンクは、連邦銀行法で政府からの独立が保障され、物価の安定維持が義務づけられていた

7) 権上によるジャック・ドゥ・ラロジエールからの聞き取り（2011年9月9日、パリ、BNP-Paribas、ラロジエールの執務室）

だけに、その指導者たちはしばしば政府と一線を画する発言をしていた。それゆえドイツについては、他の欧州諸国のように政府と中央銀行を一体のものとして扱うことはできない。しかし、1970年代初頭のフランスとの論争で前面に立ったのはシラーとブンデスバンク副総裁エミンガーであるので、ここでは2人の考え方を紹介しよう。2人によると、為替は自由な市場経済の展開をつうじて安定するものであるから、国際通貨制度としては変動相場制こそが望ましい。それゆえ通貨統合を進めるには、各国の政府が市場経済への介入を控え、インフレを抑える方向で経済政策を調整しなければならない。それには中央政策決定機関を早期に創設し、そこで統一的な政策を決められるようにすればよい。

以上のような仏独対立の背景には経済政策の路線の違いがあった。フランスでは、戦後に基幹産業は国有化されており、大半の物価は1970年代に入っても政府の管理下におかれたままであった。そして、そうした国家管理型経済の基礎の上にインフレ基調のケインズ主義的成長政策が実施されていた。つまり、1970年代後半に首相兼財務大臣を務めたレイモン・パールの言葉を借用すれば、インフレが「徳業<sup>8)</sup>」と見なされるような、弱い通貨政策が戦後フランスの伝統だったのである。通貨統合はフランスの物価をドイツの安定した物価に合わせることを意味し、少なくとも一定期間フランス経済をデフレに陥れる。よって通貨統合は政治的に見てきわめて危険な企てであり、フランスにとって最良の選択は固定相場の維持ということになる。固定相場を維持できれば共同市場も維持できる。

このように見てくると、フランスはなぜ通貨統合への取組みに加担したのか、という疑問が生じるであろう。欧州諸国の結束を強化し、アメリカに圧力をかけて固定相場制にとどまらせるためであった。これがこの疑問にたいする答えである。フランスにとっては、通貨統合は実際に達成すべき目標ではなかったのである。

これにたいしてドイツは、戦後は一貫して物価と通貨の安定を最優先する政策をとってきた。つまり強い通貨政策がドイツの伝統であった。そのために国際収支は大幅な黒字を記録し、マルクの相場は常に上昇し、その結果ドイツに

---

8) Raymond Barre, *Raymond Barre. Entretien avec Jean-Michel Djian. Mémoire vivante*, Paris, 2001, p. 179.

は大量の投機資金が押し寄せ、国内経済はインフレ圧力のもとにさらされていた。通貨統合をすれば、共同市場を防衛しつつ変動相場に移行でき、投機資金の殺到に苦しめられることもなくなる。よって変動相場制が最良の選択ということになる。アメリカの求めるブレトンウッズ改革はまさにドイツの望むところだったのである。

「マネタリスト」と「エコノミスト」の対立か(？)

仏独両国の確執は一般に「マネタリスト」と「エコノミスト」の対立として説明されてきた。一方のフランスが、まず通貨を統合し、そのあとで経済政策の収斂を図ればよいと主張し、縮小変動相場制(スネイク)という制度の早期導入に執着した。他方のドイツは、経済政策の収斂を最初に行い、通貨の統合はそのあとですればよいと主張したというのである。実に明快なシェーマである。これは英語文献に起源があるようである。

私の実証研究<sup>9)</sup>によると、このシェーマは断片的な情報にもとづく一種のフィクションである。断片的情報というのは、財務大臣のジスカルデスタンが欧州閣僚理事会でフランスの通貨統合問題へのアプローチを「通貨論的」と呼んでいたからである。また、ドイツの当局者たちが経済政策の協調に固執していたのも事実だからである。さらに、「エコノミスト」と「マネタリスト」という2つの対抗的なアプローチは、1960年代に欧州委員会の内部で作業仮説として使われていた形跡があるからである<sup>10)</sup>。

フィクションだと言うのは、すでに述べたことから分かるように、このシェーマは本質的な部分で史実とくい違っているからである。この点についてはさらにいくつか事例を補足しておこう。まず、共同体の諸機関(閣僚理事会、通貨委員会、中央銀行総裁委員会)の会議記録で確認できるかぎりでは、会議の場で「マネタリスト」に括れるような発言をしたのは、先に紹介した1964年11月の通貨委員会におけるドイツ代表のゴッホトだけで、それ以外にいない。フランスが通貨統合にゴーサインを出すのは、EMSの創設に向けて検討作業が始まった1978年4月のことである。先に紹介したラロジエールも、自分がIMFの専務理事に就任するために国庫局長を辞した1978年4月までは、通貨

9) とくに権上(1)(2)。

10) 権上(1), 49頁, 注33に引用した史料を参照。

統合をするという政治決断はされていなかった、と証言している。彼によると、それは「ドゴール將軍の影」(l'ombre du général de Gaulle)のためである<sup>11)</sup>。ここで注意すべきは、「通貨統合」と「通貨統合への取組み」を区別しなければならないということである。後者にコミットすることは必ずしも前者にコミットしたことにならないのである。

次に制度重視という点について言うと、制度の早期構築を強く主張したのは、すでに述べたようにフランスではなくドイツであった。1971年12月にブリュッセルで開かれた欧州閣僚理事会の様相からそれがよくうかがえる。そこではヴェルネル報告の取扱いが焦点になったが、会議は大荒れになった。その原因は、議長を務めたシラーが中央政策決定機関の設置に向けた議論に入るよう強引に議事を運営し、フランスがこれに強硬に反対したことにある。議論は2日にわたり、2日目は翌日の未明にまでずれ込んだ。結局、仏独間の溝は埋まらず、会議の終了間際に、シラーが議長席からフランスの代表団に向かって暴言を吐くという一幕までであった<sup>12)</sup>。

さらに補足しておくとして、ブンデスバンクは後段で明らかになるように、1974年からはエミンガー総裁のもとで一転して通貨統合に懐疑的になり、この目標実現に抵抗する最大の勢力になる。こうしたドイツとは反対に、1978年からはフランスが通貨統合に積極的になる。仏独両国の立場は固定的ではなく、歴史のダイナミズムのなかで大きく変化しているのである。

最後に残る問題は、なぜこのような史実と大きく異なる短絡的な説明が流布したのかである。それは社会的ニーズに合っているためだと考えられる。メディアや一般の出版物は複雑な説明を好まない。かりに真実との間に齟齬があっても、分かりのよい説明の方を選ぶのが通例である。同様の事例は歴史のなかではそれほど珍しくない。歴史研究が存在する意義の一つはそこにあるし、だからこそ真実に迫るうえで不可欠なアーカイヴズ、なかでも公的アーカイヴズは確実に保存されねばならないのである。

---

11) 前出のラロジエールからの聞き取り調査による。

12) Archives économiques et financières, B12543. note pour le Ministre. Etat actuel des négociations sur l'union économique et monétaire, 8 janvier 1971.

## 2. スネイクの真実 非対称性

スネイクとスネイクに内在する矛盾

1972年4月に発足したスネイクは、前年12月のスミソニアン協定で認められた為替変動幅（対ドル $\pm 2.25\%$ 、ドル以外の通貨間では $4.5\%$ ）よりも狭い変動幅（欧州変動幅）を欧州諸国の通貨間に設定することによって欧州の通貨面における一体化を図ることを目的としていた。

スネイクは2つの制度によって支えられていた。一つは、パリティー・グリッド方式と呼ばれる次のような特殊な為替機構である。欧州諸国のそれぞれ2つの通貨間に平価（いわゆる「中心相場」）を設定し、2つの通貨間の為替相場の最大乖離幅を $2.25\%$ とする。2つの通貨間の乖離幅がこの限度にたった場合には、一方の強い通貨国の中央銀行と他方の弱い通貨国の中央銀行が、同時に上方と下方から欧州諸国の通貨を使って市場に介入し、乖離幅を $2.25\%$ 以下に戻す。スネイクを支えるもう一つの制度は、この為替機構を運営するための域内信用制度である。それは超短期、短期、中期の3つのタイプの信用から構成されていた。

欧州通貨統合史を扱った文献の多くはスネイクの説明をここで終えている。しかし歴史研究にとって重要なのはスネイクの具体的な機能であり、またスネイクがこの機能をつうじて欧州諸国の経済社会に与えた影響である。それゆえ、どうしてもこの未知の領域に足を踏み入れなければならない。

パリティー・グリッド方式による介入は、弱い通貨国フランスと強い通貨国ドイツを例にとると、次のようになる。フランフルト市場でマルクの対フラン相場が乖離幅の限度にたつると同時に、ブンデスバンクが市場に介入し、マルクでフランを買う。パリ市場においても同様のことが行なわれる。すなわち、フランの対マルク相場が乖離限度にたつると、フランス銀行が即時かつ無制限に利用可能な超短期信用制度を利用してブンデスバンクからマルクを借り、フランを買う。このようにして2つの通貨の乖離幅は限度内に戻される。マルクを借りたフランスは、介入が行われた月の翌月の頭から起算して30日以内に外貨を取り崩してマルクを買い、ドイツに返済する。フランスが国際収支上の制約から期限内にマルクを返済できない場合には、超短期信用を短期信用（1 - 2ヵ月期限）に借り換えることができる<sup>13)</sup>。ただし、短期信用は超短

期信用と違い、貸手国と借手国の双方にそれぞれ貸出額と借入額の上限が設定されている。なお、資金の貸借は共同体の機関である欧州通貨協力基金(FE-COM)を介して行われるが、FECOMは貸借を記録するだけで、実際の貸借は仏独の中央銀行間でそれぞれの責任において、つまり双務的な関係のなかで実施される。

ところでスネイクが短命に終わった最大の原因は、いうまでもなくスネイク諸国間の経済政策ならびに経済のファンダメンタルズの収斂が進んでいなかったことにある。しかし介入方式そのものにも大きな問題があった。ただし、この点を直接史料にもとづいて明らかにするのは簡単ではない。当事者たちにとって自明なことは文書に記録されないものだからである。スネイクの機能に潜む問題点は当局者たちにとっては自明のことだったと見られ、関係する史料はきわめて少ない。そうしたかぎられた情報源によると、スネイクを短命に終わらせた要因は4つに整理できる。

第一に、フランスとドイツの例から明らかなように、この制度が機能する過程で、一方の強い通貨国には自国通貨の発行増が生じることからインフレ・バイアスがかかり、他方の弱い通貨国には外貨を失うことからデフレ・バイアスがかかる。いずれの国にとっても具合が悪いが、弱い通貨国に生じる困難は強い通貨国の比ではない。デフレ・バイアスは当該国内に政治的、社会的リスクを生じるからである。しかもこのリスクは、次に記す第二、第三の事情によって増幅された。このため弱い通貨国は、パリティー・グリッド方式のもとで生じる一連の困難を「介入の負担」と呼んでいた。

第二に、介入はもっぱら最強の通貨国と最弱の通貨国だけで行われ、中間に位置するその他の通貨諸国は介入を免れた。かくて介入の負担は常に最弱の通貨国に集中することになった。

第三に、ドイツの経済規模が他の諸国を圧倒しており、それが最弱の通貨国の介入の負担をいっそう重いものにした。1972年で比較すると、ドイツのGDPはフランスの1.3倍、イギリスの1.7倍、イタリアの2倍である。かりにドイツとイタリアの間で介入が行われたとすると、ドイツ経済にかかるインフレ・バイアスが1であれば、イタリアにかかるデフレ・バイアスは2になる。

---

13) 短期信用は中期信用に転換することが可能であるが、それには欧州閣僚理事会の議を経る必要がある。この場合にも資金の貸借は双務的であり、金額には上限が設けられている。

第四に、この制度のもとでは強い通貨国が常に資金の貸し手、弱い通貨国が常に資金の借り手として位置づけられる。このため債権国となる強い通貨国は弱い通貨国に経済政策の規律強化を求め、これにたいして債務国となる弱い通貨国は強い通貨国に信用条件の緩和（短期・中期信用枠の拡大、返済期限の延長など）を求める。当然、スネイク諸国間の関係は常に緊張をはらむことになる。

以上のようなスネイクの非対称的な性格と、それから生じる問題がいかに解決困難であったかを物語るように、この制度からは早い段階でイギリス、イタリア、そして最後にフランスと、順を追って最弱の通貨国に位置づけられた国が、一つずつ離脱した。

#### 「トンネルの中のスネイク」と「空中のスネイク」

歴史研究が次に注目する必要があるのは、スミソニアン体制下とスミソニアン体制崩壊後とでは、スネイクをめぐる問題状況に大きな違いがあったという事実である。

スミソニアン体制のもとでは、世界の諸通貨は対ドル平価の $\pm 2.25\%$ の変動幅内にとどまらねばならなかったから、スネイクはこの変動幅内を蛇行する「トンネルの中のスネイク」という姿をとった。「トンネルの中のスネイク」においては、介入の負担はとりわけドイツに集中した。アメリカがドル相場の安定に責任を負おうとしなかったために、世界最強の通貨国ドイツの中央銀行がもっぱらドル介入（ドルの買支え）を余儀なくされたからである。一方、これとは反対に、欧州の弱い通貨国はマルクの相場上昇に対ドル平価の $+2.25\%$ という天上があったおかげで、介入（マルク売り）の負担は軽減された。ところが1973年春にスミソニアン体制が崩壊し、変動相場が一般化すると事情は一変する。対ドル $\pm 2.25\%$ のトンネルが消滅したためにマルクの相場上昇に歯止めがかからなくなり、最弱の通貨国に介入の負担が集中することになったのである。スミソニアン体制崩壊後のスネイク　いわゆる「空中のスネイク」

にイギリスとイタリアが不参加を決めたのはこのためである。フランスが1974年1月、1976年3月と、2度「空中のスネイク」から離脱したのも同じ事情によるものであった。

要するに、パリティー・グリッド方式をとるスネイクは、弱い通貨国がドイツの強い通貨政策に自国の政策を近づけないかぎり、安定して存続できない性

格の制度だったのである。

では、なぜそのような制度がつくられたのか。制度を考案したのは中央銀行総裁委員会のもとに設置されたアンショー委員会、次いで同委員会を引き継いだテロン委員会であるが、いずれの委員会においても制度に内在する困難な問題が議論された形跡はない。それは固定相場制の全面崩壊という事態を想定していなかったためと考えられる。

### Ⅲ ユーロ・ペシミズムの光と影(1974 - 78年)

1973年末に発生した石油危機と、それと相前後して一般化した変動相場制は、誕生したばかりのスネイクに致命的に作用した。欧州諸国の経常収支は軒並み赤字を記録し(表1を参照)、各国は深刻なスタグフレーションに見舞われた。例外はドイツとオランダだけであった。欧州諸国間ではマクロ経済指標の乖離がいちじるしく拡大し、経済通貨同盟の建設も第一段階が終了した1973年末で中断した。スネイクからはフランスまでもが離脱し、スネイクはドイツとその経済的衛星諸国であるベネルクスおよびデンマークからなる「ミニ・スネイク」へと縮小した。このため、1974年初頭からEMSの発足する1979年までは「ユーロ・ペシミズム」期と呼ばれ、欧州通貨統合史のなかでは一般に不毛な時代と見なされてきた。

しかし、次の時代を準備する新しい要素は危機の時代に育まれるものである。実際、この時期には共同体の諸機関、各国政府、民間と、さまざまな場で経済通貨同盟の再発進に向けた新たな構想が登場し、それらをめぐって活発な論争や協議、それに精力的な検討作業が行われた。その結果、解決すべき問題の所在が明確になり、問題解決のための選択肢も絞られつつあった。一方、それまでドイツ一国内にとどまっていた経済政策理念ならびに市場経済理念としての新自由主義が、国ごとに時間的なずれや程度の差はあるものの各国に浸透しはじめた。

1979年3月にEMS(欧州通貨制度)が誕生し、欧州通貨統合史は新しい段階に入るが、その背景には上記のような目立ちにくいものの確実な変化があったのである。したがってこの時期は、欧州通貨統合史のなかでも決定的と言えるほど重要な位置を占めている。なお、この時期の中心的なアクターは、1974



表1 経常収支残の対GDP比率（1974 - 84年）

	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983 <sup>(1)</sup>	1984 <sup>(2)</sup>
ドイツ	2.7	1.0	0.9	0.8	1.4	0.8	1.9	0.9	0.5	0.5	0.8
フランス	1.5	0.8	1.0	0.1	1.5	0.9	0.6	0.8	2.2	1.0	0.7
イタリア	4.7	0.3	1.5	1.1	2.4	1.7	2.5	2.3	1.6	0.4	0.1
オランダ	3.0	2.3	2.8	0.5	1.1	1.3	1.8	2.0	2.5	3.0	3.7
ベルギー/ ルクセンブルク	1.7	0.4	0.1	0.9	1.0	2.8	4.2	4.1	3.1	1.6	0.5
デンマーク	3.1	1.3	4.6	3.7	2.6	4.5	3.7	3.2	4.0	2.2	1.5
アイルランド	10.0	0.7	4.1	3.9	4.1	11.0	9.8	12.5	8.2 <sup>(1)</sup>	2.6	1.4
EMS 全体	0.0	0.7	0.2	0.3	1.1	0.3	1.9	1.3	0.9 <sup>(1)</sup>	0.1	0.3
イギリス	3.9	1.5	0.7	0.0	0.6	0.4	1.5	2.6	1.9	0.5	0.3
ギリシャ	6.1	4.2	4.1	4.1	3.1	4.9	5.5	6.5	5.0	5.1	5.5
EEC 全体	0.7	0.3	0.3	0.2	0.9	0.4	1.3	0.5	0.4 <sup>(1)</sup>	0.1	0.2

注：(1) 推計値。

(2) 予測値。

出所：ABF, 1489200205/137. Commission des Communautés européennes. Direction générale des affaires économiques et financières. Note à l'attention des membres du Comité monétaire, Bruxelles, 21 février 1984.

年5月に48歳の若さでフランス大統領に就任したジスカールデスタンである。彼はフランスの歴代の内閣で15年もの長きにわたって財務政務次官、財務大臣を務めており、自他ともに認める財政・通貨・金融のエキスパートであった<sup>14)</sup>。ただし彼の事績については、他人の名がつけられていたり、他人と関連づけられて説明されることが多く、これまで正確なことは知られていなかった。

### 1. 石油危機と変動相場制の衝撃 弱い通貨政策の失効

1975年から76年初頭にかけて、財務省や計画庁などフランスの政策当局は、最初にイギリスとイタリア、次いでフランスと、相次いで主要諸国を見舞った経済危機を分析し、重要な診断を下すにいたった。石油危機が発生し変動相場制が一般化したあとでは、もはや弱い通貨政策は有効ではないという診断である。同様の診断は、程度の差と時期のずれはあるものの、他の欧州諸国でも行われるようになる。その根拠になったのは、2つの歴史的事件のあとに生じた新たな事態である。

石油危機の発生前には、通貨を切り下げても輸入は輸出ほどには増加しなかった。輸入品の価格上昇によって買控えが生じるとともに、需要がより安い代替品へシフトしたからである。このため、通貨の切下げは多くの欧州諸国において「救急救命用の酸素ボンベ」<sup>15)</sup>の役割を果たした。ところが石油危機のあとでは事情が変わった。欧州諸国の石油依存率が高い水準にたっており、石油にたいする代替品もなかったことから、石油価格が4倍に暴騰しても、節約もできなければ、代替品へのシフトもできなかった。かくて、通貨を切り下げると輸出とともに輸入も増加し、国際収支は改善せず、外貨の還流も見られなかった。

変動相場制もまた弱い通貨政策を実施不能にした。固定相場制のもとでは、通貨を切り下げると為替相場は新しい平価のもとで一定期間は安定した。ところが固定相場制が崩壊したあとでは、経済成長を維持しようとして通貨を安め

---

14) ジスカールデスタン自身も大統領就任時を回想して、「私は自分が経済・金融問題によく通じていると考えていました」、「おそらく当時、私は国際金融および貿易問題にもっとも通曉したフランスの政治家でした」と証言している。Serge Berstein, Jean-Claude Casanova et Jean-François Sirinelli (dir.), *Les années Giscard. La politique économique 1974-1981*, Paris, 2008, p. 55.

15) Raymond Barre, *L'expérience du pouvoir. Conversations avec Jean Bothorel*, Paris, 2007, p. 61.

に誘導すると、通貨が国際投機の標的となり為替市場で相場の下落がとまらなくなった。そのため、イタリア、イギリス、それに程度は劣るがフランスでもインフレ・スパイラルが発生した。

フランスの当局者たちはこうした新たな現実を「対外的拘束」(contrainte extérieure) という用語で語るようになる。この用語はのちに欧州委員会でも使われる。国内経済が長期はもとより短期についても対外的要因によって支配され、政策選択の余地が大幅に狭まったというのである。ただし彼らによると、「対外的拘束」が強くはたらくのは欧州諸国のように、経済規模の相対的に小さい「中小規模の工業国」であり、GDP が大きく、国内市場も広いアメリカのような超大国には、それほど影響はない。なぜなら、経済の対外開放度つまり GDP にたいする外国貿易の比率が低いからである。ちなみに、1970 年代初頭のフランスの対外依存度は約 31%、ベルギーのような小国は 97%、これにたいしてアメリカはわずか 11%、日本は 20% である。石油危機のあとでは、対外依存度は 1974 - 78 年の平均でフランスが 8%、ベルギーが 12% 上昇したが、アメリカと日本では 5% 程度しか上昇しなかった。

2 つの事件の衝撃と、以上のような診断を背景に、フランスでは 1976 年の秋に政策の大転換が図られる。ジスカルデスタンがレイモン・バールを首相兼財務大臣に任命し、このバールの手で「バール・プラン」と通称される新しい経済政策が実施されたのである。

## 2. バール・プラン 新自由主義へのフランスの改宗

日本でのバールの知名度は低い。バールについては、ドイツにおけるルートヴィヒ・エアハルトのような人物と言えれば分かりがよいであろう。元パリ大学経済学担当教授のバールは、戦後にフリードリヒ・フォン・ハイエクとヴィルヘルム・レプケが創設した新自由主義者の国際組織、モンペルラン協会<sup>16)</sup>の会員で、自他ともに認める新自由主義者であった。

新自由主義(ネオリベラリズム)については、日本では本来のものと異なる理解のされ方が一般化しているので、簡単に説明しておく必要がある。この思想は 1930 年代のドイツおよびフランスに主な起源をもつ潮流で、2 つの基本命題からなっている。命題の一つは、市場経済は社会の福利を高めるうえで必要

16) モンペルラン協会については、権上(11)、第一章、を参照。

不可欠であるということ。もう一つは、国家は経済および社会領域で重要な役割を果たせるし、また果たさねばならないということである。ただし第二命題には、国家の介入は財政の均衡と物価の安定を損なわない範囲でなされねばならない、という条件が付されている<sup>17)</sup>。日本では第二命題を欠落させたかたちで理解されているので、注意が必要である。

新自由主義が戦後いち早く経済社会理念として定着したのはドイツである。この国ではすでに1950年代から、新自由主義が「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)の名で広く社会に受け入れられていた<sup>18)</sup>。戦後のドイツの経済的成功、いわゆる「ドイツの奇跡」はこうした土壌のうえに達成されたのである。一方、フランスでは、社会カトリシズムの流れを汲む人たちの間に新自由主義の支持者がいた。新自由主義がドイツで「社会的市場経済」と呼ばれ、フランスにおいてこの思想とカトリックの社会改革運動との間に親和性がみとめられるのは、いうまでもなく新自由主義に第二命題があるからである。

ところでバール・プランであるが、それは2つの部分からなっていた。一つは「実質賃金の上昇の抑制」である。インフレなき経済成長を実現するには投資の増強と投資資金の企業内部での調達(自己金融)が必要不可欠であり、それには賃上げを抑制し十分な内部留保を確保する必要があるというのである。もう一つは「構造政策」である。その中身は規制緩和(物価の自由化、物価スライド式賃金制の廃止)、競争政策、均衡財政の実現である。したがって通貨面から見れば、バール・プランは強い通貨戦略と言える。

アメリカで1980年代に大統領ロナルド・レーガンが採用した政策は「レーガノミクス」として有名であるが、バール・プランも基本は同じである。それは企業利潤の確保に起点をおく成長戦略であり、そこでは雇用の創出は優先されるべき特別な政策課題ではない。雇用は安定した物価のもとで実現された成長の結果として生まれるものであり、それ自体を目標に据えることはできないとされている。

---

17) 同上。

18) ドイツでは、新自由主義が政治的党派を超えて浸透していたことから、他の諸国の基準では新自由主義者に括れる人物であっても、個別の政策や言説から「ケインジアン」に分類されている例が見られるので注意が必要である。ドイツの新自由主義については、雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス——ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会、2005年、を参照。

雇用創出が優先課題でないとなると、問題になるのはパール・プランにたいする社会、より具体的には労働団体や左翼政党の反応や対応である。たしかにプランの実施過程では大規模なストライキも行われたが、第二次石油危機の影響が現れる1979年春までは、プランはおおむね支障なく実施された。そして、1978年3月の国政選挙では、ジスカールデスタン／パール政権の与党が勝利を収める。

では、パール・プランが支障なく実施できたのはなぜか。この疑問を解いてくれるのが、財務省経済予測局次長ガブリエル・ヴァングレヴリングが1979年3月にジスカールデスタン大統領府に送付した覚書である。覚書は当時の財務官僚による現状認識を率直に記したものとして貴重である。

現下の危機は一般均衡に関する経済思想の改訂を迫っている。その改訂は、1929年恐慌のあとになされ、40年にもわたって理論と行動の新しい基礎になってきた改訂と同じくらい根本的なものである。……このタイプの思想〔ケインズ主義〕は1955年から75年までの間、ほとんどすべての国の政府に影響をあたえてきた……。ところが数年前から、欧州諸国のような対外開放度の高い経済にはいくつかの基本的な関係に変化が生じている。それらの経済においては、もはや通貨の操作によって対外均衡を回復することができない。〔経済〕活動の上限を決めるのは、最終的には対外均衡なのである。……

結論を言えば、四分の一世紀にわたってフランスで組織的に行われ、成功を収めてきた相対的に弱い通貨に基礎をおく発展モデルは、いまや過去のものとなった。ブレトンウッズの時代から変動相場の時代に移った。そしていまや、対外開放度の高い工業国は可能なかぎり通貨を強くすることによってはじめて、成長能力を最大限に発揮できるのである。こうした物の見方が、フランス政府の経済政策とEMSへの参加意思の大半を説明してくれる。こうした見方が伝統的な考え方を疑問に付している。旧い考え方と新しい考え方との間に新たな闘いが始まり、その結果、多数派と〔少数の〕反対派の間にはなく、わが国の政治、経済および社会の大多数の諸組織のまさしく内部に、亀裂が生じている。欧州通貨協定にたいする反応が多様なのはこのためである<sup>19)</sup>。(傍点は引用者)

引用の最初の4分の3には、前節で紹介したと同様の認識が示されている。しかし、ここで注目したいのは傍点を付した終りの5行である。「古い考え方」とはケインズ主義、「新しい考え方」とはバール・プランをつうじてフランスにもち込まれた新自由主義のことである。ポイントになるのは、政党間や団体間ではなく政党や団体の内部に亀裂が生じ、これらの組織には以前のような統一的行動がとれなくなっている、バール・プランやEMSにたいして大きな反対運動が起こらなかったのもそのためだ、という分析である。これは言い換えると、1970年代の後半に新自由主義が団体の壁を越えてフランス社会に浸透しつつあったという実態の確認である。

バール・プランは世界全体をおおうことになる資本主義の構造変動のさきがけとなるものである。しかしバール・プランは、フランス国外はもちろんのこと、フランス国内でもほとんど忘れられている。新自由主義というと、フランス人もサッチャーとレーガンを連想し、バールは思いつかないようである。理由は2つあると考えられる。一つは、1979年からの第二次石油危機でバール・プランが行き詰まり、1981年の大統領選挙で社会党候補フランソワ・ミッテランの勝利を許したことである。このため、長期政権を維持できたサッチャーとレーガンのこころみは成功例として歴史に残り、バール・プランの方は失敗例として忘れ去られたのだと考えられる。もう一つの理由は、国有企業の民営化がプランのなかに入っていなかったことである。当時のフランスには戦後に導入された物価統制が残っていて、国有企業の民営化を問題にできるような状況ではなかった。

フランスでバール・プランが実施されたことは、仏独両基軸国の間に経済政策の理念上の違いがなくなったことを意味する。このこと、つまりフランスの政策当局がバール・プランを介して新自由主義に改宗したことこそが、両国をEMSの創設という欧州通貨統合史の新しいステージへと導くのである。実際、ドイツの首相ヘルムート・シュミットはフランスのジャーナリストたちにこう語ったと伝えられる。「もしも『バール主義』がフランスに定着しなかったとすれば、自分はこの事業〔EMSの創設〕に乗り出さなかったであろう<sup>20)</sup>と。

19) AN, 5AG3/9699. Note adressée à J.-P. Ruault, par Gabriel Vangrevelinghe, sous-directeur de la Prévision, 23 mars 1979.

20) R. Barre, *L'expérience du pouvoir*, op. cit., p. 204.

1970年代末までに政策理念としての新自由主義が浸透しつつあったのはフランスだけでなかった。欧州委員会の経済金融総局は1979年6月に作成した覚書<sup>21)</sup>のなかで、EMS発足当時の域内諸国の動向について、「経済思想の長期の収斂が、短期のインフレ率の収斂以上にはっきりとみとめられる」と記している。その根拠とされたのは、フランスに倣ってイギリスでも物価統制の解除が進められていること、イタリアで家賃の自由化が実施されたこと、オランダで公営部門の民営化への取組みが始まったこと、などである。経済金融総局は、こうしたところみは短期的には物価目標を犠牲にするものの、長期的には経済システムの効率性と生産性の引上げに寄与し、経済政策の収斂を可能にする と評価している。

### 3. スネイク改革案とドイツの抵抗

ユーロ・ペシミズム期に登場したスネイク改革案はかなりの数にのぼる。その多くは私的性格のもので、欧州閣僚理事会に提案され、通貨委員会と中央銀行総裁委員会で技術的検討が加えられたのはフランス案とオランダ案の2つだけである。それぞれ1974年9月と1976年6月に提出された2つの改革案は、提出者である両国の財務大臣の名をとってフルカード案、ドイゼンベルグ案とも呼ばれる。

研究文献のなかには一連のスネイク改革案を、公的、私的の別を問うことなく、同列に論じている例がある。学説を問題にするのであればそうした扱いも有益と思われるが、歴史研究にとってはあまり意味がないだけでなく混乱のもとにすらなる。そこで、ここではフルカード案とドイゼンベルグ案のみをとりあげる。

フルカード案は3つの提案からなっていた。第一は、為替平価の設定と介入方式に関係している。それはパリティー・グリッド方式を廃止し、代わりに通貨バスケットで欧州諸国通貨の平価（中心相場）を定義し、中心相場の $\pm 2.25\%$  ないしは $\pm 3\%$  を最大変動幅にするというものである。この方式を採用した場合には、介入は個別の中央銀行によって単独で行われ、各国の通貨は全体の平

---

21) Archives de la Banque de France [ABF], 1489200205/123. Commission des Communautés européennes. Direction générale des affaires économiques et financières. Analyse de la politique économique : deuxième trimestre de 1979, 22 juin 1979.

均値に引き寄せられるようになる。パリティー・グリッド方式のように強い通貨に弱い通貨が一方的に引き寄せられることはなくなるから、強い通貨国と弱い通貨国との負担の均衡を図ることができる。これはのちの EMS において採用され、ECU 介入方式と呼ばれることになる。

第二の提案は欧州諸国による対ドル協調介入の制度化である。すなわち、欧州諸国通貨の対ドル相場を中期レヴェルで安定させるために、「共同体水準」と呼ぶドル介入点を設定する。この介入点はドルに「傾向的变化」が生じると改定する。要するに、スミソニアン体制下と同様の「トンネル」をスネイクのまわりに構築するが、トンネルは固定的なものせず「変更可能なトンネル」とするということである。

フランスが対ドル為替相場の安定を問題にしたのは、欧州諸国の貿易の地域構成（したがってまた、決済通貨の構成）や経済のファンダメンタルズが国ごとに違っているために、ドル相場の変動が欧州の通貨ごとに異なる影響を及ぼし、域内の為替関係に緊張をもたらすからである。なかでも、スネイクが機能するうえで大きな障害になるのはドル相場の下落である。ドルが下落するとマルクが上昇し、域内でマルクにたいする投機が活発になる。すると弱い通貨国からドイツに資本が流出し、欧州変動幅の維持が困難になる。

第三の提案は、スネイクを離脱した域内の通貨にたいして「受入れの仕組み」を用意することである。この仕組みは、弱い通貨国に一時的であるとの条件付で欧州変動幅を超える拡大変動幅を認め、当該国に一定の金融支援を行うというもので、狙いはスネイクへの弱い通貨国の復帰をうながすことにある。

以上のようなフルカード案を支えていたのは、スネイクを弱い通貨国にも配慮した対称的な制度に改造し、すべての共同体諸国がスネイクに復帰できるようにするという考え方である。このため、フランスの当局者たちは自国の案を「<sup>コミュニテール</sup>共同体的」案と性格づけていた。

ところで、フルカード案を発案したのはジスカールデスタンであった可能性が高い。というのは、ジスカールデスタンは大統領選挙に勝利し、後任の財務大臣にフルカードを任命する 3 ヶ月前の 1974 年 3 月に、記者会見の場でこれと同様の構想を披露していたからである。また、次章で明らかになるように、フルカード案をそっくり取り入れた EMS を考案したのはジスカールデスタン自身だったからでもある。



次にドイゼンベルグ案であるが、これは「目標相場圏」構想とも呼ばれる。ドイゼンベルグ案はフルカード案よりもよく知られているが、それは単純で分かりやすく、したがって汎用性があるためと考えられる。この案はフルカード案の第三の提案、つまり「受入れの仕組み」にほかならない。ただし、フルカード案とは性格が大きく異なる。というのは、為替平価の設定方法も介入方式も変更せず、通貨をフロートさせている弱い通貨国が強い通貨政策をとることによって段階的にスネイクに復帰する、という考え方を基本にしているからである。つまり、ドイゼンベルグ案は強い通貨国グループの側に立つものであった。

しかしフルカード案もドイゼンベルグ案も、ドイツ、とくにブンデスバンクの強硬な反対によって葬り去られた。ドイツの反対理由はこうであった。各国がインフレを管理し、経済政策を強い通貨政策に収斂させることが、スネイクを安定的に機能させる唯一の方法である。現状のスネイクに何の不都合もない。提案されている項目の多くはスネイクから規律を奪い、スネイクを「インフレ同盟」に貶めることになる。たとえば通貨バスケットが採用されると、この合成通貨に占める弱い通貨国の比重は約50%になるから、この通貨にもとづいて運営される通貨協力制度はインフレを域内に拡散させる方向に作用する。共通ドル政策も受け入れられない。アメリカが「ピナイン・ネグレクト」(われ関せず)を決め込み、他の諸国との通貨協力を拒んでいる現状では、スミソニアン体制のもとにおけると同様、ブンデスバンクだけがドル介入を余儀なくされ、介入の負担がドイツに集中する。

自らのドクトリンに忠実で、現状維持にこだわるブンデスバンクの非妥協的な態度は、ドイツの中央銀行が通貨統合の早期実現にたいする強力な抵抗勢力になったことを印象づけた。この印象は、とくにブンデスバンクがドイゼンベルグ案までをも無条件に拒否したことによっていっそう強められた。というのも、ドイゼンベルグ案はドイツと常に共同歩調をとってきた盟友オランダの手になるもので、強い通貨国の立場に立っていたからである。またこの案には、若干の手直しを条件にドイツ以外のすべての国が賛成していたからでもある。ブンデスバンクの厳しい批判者だった首相シュミットは、自国の中央銀行の態度を「民族主義的エゴイズムと結びついた官僚主義的縄張り意識」<sup>22)</sup>の表れと

22) Helmut Schmidt, *Die Deutschen und ihre Nachbarn. Menschen und Mächte II*, Berlin, 1990,

酷評している。

#### IV EMS の真実 (1978 - 81 年) 「双頭のスネイク」

##### 1. ブレーメン/ブリュッセル決議 「建設的あいまいさ」

1978年7月にブレーメンで、次いで同年12月にブリュッセルで開かれた欧州首脳理事会の2度の会議で、EMSの創設が決まり、翌1979年3月に新しい欧州通貨協力制度が発足する。この新しい制度には共同体加盟9カ国のすべてが参加した。

EMSでは2.25%の欧州変動幅が採用されている。このためEMSは旧スネイクの拡大版であるかのように紹介されることがある。しかしEMSはスネイクとまったく性格の異なる、政治色の強い制度であった。EMSの原案はジスカールデスタンとシュミット、それに彼らの個人代表、一人はフランス銀行総裁ベルナル・クラピエ、もう一人はドイツ連邦首相府官房の局長ホルスト・シュールマン、の4人の秘密協議によってまとめられた。しかもその内容は、ブレーメン会議の直前にクラピエとシュールマンから各国の当局者に伝えられた。こうした誕生の秘密が、すでにEMSが高度に政治的な企てであったことを物語っている。

では、なぜ2人の首脳は原案の作成過程を極秘にしたのか。これには3つ事情が関係していた。第一に、後段で明らかになるように、EMSは最終的にはローマ条約の改定にまで行き着く性格の制度であった。このため、問題を政治化させることなく事を進める必要があった。第二に、すぐあとで述べるように、EMSの原案はジスカールデスタンが用意した「フランス案」そのものであり、ブンデスバンクおよびドイツ銀行業界、それにドイツの研究諸機関やメディアの強い反発を招く要素が含まれていた。言い換えると、ドイツの強力な抵抗勢力には共同体の首脳間で合意が成立したあとに、いわば外圧を利用してEMSを受け入れさせる以外に方法がなかった。第三に、アメリカの介入を防ぐ必要があった。ただし、この点については、私の手元にあるのは状況証拠だけであ

---

S. 232. (ヘルムート・シュミット著/永井清彦他訳『ドイツ人と隣人たち 続シュミット外交回想録 下』岩波書店、1991年、18頁)

る。ドイツには安全保障上の理由から、アメリカの利益を損なう恐れのある企てに率先して加担することはできない。これは欧州諸国にとって公然の秘密であった。ところが EMS にはドルへの挑戦という側面があり、アメリカを刺激する恐れがあった。実際、ジスカルデスタン大統領府へのクラピエの報告によると、秘密交渉に関する情報がアメリカに漏れており、アメリカ財務省が情報を求めて接触してきただけでなく、EMS は IMF 規約第 4 条に抵触していると異議を唱えさせたという。

ブレーメンとブリュッセルの 2 つの決議にはキーワードと目される熟語やフレーズが特段の説明もなく登場する。たとえば「通貨安定圏」、「ECU が制度の中核となる」、「ECU の最初の供給は中央銀行が保有している金準備およびドル準備の 20% の預託にたいして欧州通貨協力基金から行われる」、等々。このような意味のとりにくい表現が用いられているのも、EMS の誕生の秘密と重ね合わせるなら理解できる。2 つの決議は「建設的あいまいさ」に貫かれた高度に政治的な文書だったのである。したがって EMS をめぐる真実は、通貨委員会、中央銀行総裁委員会など共同体の専門委員会における各国代表の発言をつうじてしか明らかにならない。以下における私の話はこうした非公開の場で行われた発言記録にもとづいている。

なお、仏独秘密協議については、これまでまったく知られていなかった重要な史実がいくつかある。本論の主題と関係の深いものを一つだけ紹介しておこう。EMS はブレーメン会議で議長のシュミットから提案されたために彼の発案であるかに伝えられてきた。しかし、シュミットもジスカルデスタンも自らの回想録のなかで確認しているように<sup>23)</sup>、これは誤りで、実はジスカルデスタンであった。クラピエの覚書によると、EMS の原案はジスカルデスタンがクラピエに細部にいたるまで指示して、作成させたものである。先に紹介したフルカードのスネイク改革案が EMS にそっくり取り入れられているのは、まさにそのためであった。また、私がフルカード案はジスカルデスタン案だった可能性があると言うのもそのためである。

---

23) H. Schmidt, *ibid.*, 1990, S. 221. (前掲邦訳, 4 頁。); Valéry Giscard d'Estaing, *Le pouvoir et la vie*, Paris, 1988 et 1991, p. 135-136. (ヴァレリー・ジスカルデスタン著 / 尾崎浩訳『権力と人生 フランス大統領回想録』読売新聞社, 1990 年, 156 頁。)

## 2. EMS の創設と先送りされた単一通貨への道

EMS の第一段階 「欧州新自由主義同盟」

EMS は2つの部分ならびに段階から構成されていた。一つは為替機構としての EMS で、これが第一段階つまり移行期の EMS である。一般に EMS として知られる 1979 年 3 月に発足した制度はこの第一段階のことである。もう一つは欧州通貨基金の創設であり、これが第二段階である。この基金は2年後の 1981 年 3 月までに創設されることになっていたが、実現しなかった。

為替機構としての EMS にはフルカード案を構成する3つの提案がそっくり取り入れられていた。

まず介入方式では、通貨バスケット ECU を乖離指標として用いる ECU バスケット方式が、パリティー・グリッド方式との併用というかたちで採用された。「ECU が制度の中核となる」というブレーメンとブリュッセルの2つの決議の原則にもとづくなら、ECU バスケット方式一本になるはずであった。しかし、ECU バスケット方式には Bundesbank とドイツの銀行業界が強硬に反対したことから、旧スネイクで用いられていた介入方式が併用されることになったのである<sup>24)</sup>。とはいえパリティー・グリッド方式は、制度のあり方からして大きな重みをもつものではなかった。実際、EMS 発足後の介入を見ると、ECU バスケット方式が全体の大半を占めていた。

次に、EMS ではスネイクと同じ 2.25% の縮小変動幅が採用されたが、一時的であるとの条件付で、イギリスには為替機構への不参加が、またイタリアには 6% の拡大変動幅が認められていた。つまり、フルカード案の「受入れの仕組み」が用意されていたのである。

さらに、EMS のもとでは「共通ドル政策」も実施されることになっていた。しかし実際には、アメリカの財務省および連邦準備制度、それに Bundesbank の協力が得られなかったこともあり、欧州諸国は実効性ある対ドル協調介入政策が実施できなかった。

EMS とフルカード案とのほとんど唯一の違いは、ECU と引換えにイギリス

---

24) Bundesbank の主張によると、ECU バスケット方式が採用された場合には強い通貨国ドイツの中央銀行が頻繁に介入しなければならなくなり、EMS は旧スネイクとは反対の、強い通貨国に厳しい非対称的な制度になるという。権上(7), 47頁。

を含む各国の中央銀行から為替準備（金，ドル）の20%が欧州通貨協力基金（FECOM）に引き渡され，スワップのもとにおかれたことである。それが何を意味していたかについては後段で立ち戻る。

ところでEMSにおいては，ECUバスケット方式による介入 すなわち，2.25%の乖離限度内で中央銀行が単独で行う介入 が大半を占めたことから，弱い通貨国の介入の負担は旧スネイクに比べて軽減されることになった。とはいえ，EMSのもとでも弱い通貨国に厳しい規律が求められることには変わりはない。フランスの当局者たちの分析によると，EMSにとどまるにはフランスは強い通貨政策を実施しなければならず，それにはパール・プランに盛り込まれた経済政策ならびに構造政策を強力に推進しなければならない。当時のメディアの用語を借用すれば，EMSはフランスに新自由主義的な経済政策と市場経済モデルを定着させるための「コルセット」<sup>25)</sup>の役割を果たすことになる。それはフランスにとって大きな試練を意味する。しかし固定相場で貿易の約半分が決済できるようになるために，「対外的拘束」を大幅に緩和できるといふ利点がある（表2を参照）。欧州委員会委員長ロイ・ジェンキンズや他の諸国の専門家たちの評価も同様であった。フランス財務省の国庫局長ジャン・イヴ・アブレルは1978年11月，財務大臣宛の覚書のなかにこう記している「EMS創設の目的は，とくにドルの無秩序な変動からEEC域内の貿易を守ることと，域内における安定政策を成功に導き，投資家たちの信頼を回復し，成

表2 欧州共同体諸国の貿易（1976年）

	共同体内貿易額 / 貿易総額 (%)
フランス	49
ドイツ	47
イタリア	45
ベルギー	69
オランダ	63
イギリス	38
アイルランド	72
デンマーク	46

出所：AN, 5AG3/2698. Le système monétaire européen, 28 novembre 1978.

25) P. Drouin, «Le corset européen», in *Le Monde*, 1<sup>er</sup> décembre 1878.

長の復活を図ることにある」<sup>26)</sup>と。

かくて EMS は、欧州諸国をいわば「欧州新自由主義同盟」にまとめあげ、これらの国に強く及んでいる「対外的拘束」を緩めるための装置であったとも言える。この点は 1979 年 6 月に欧州委員会が欧州首脳理事会向けに作成した覚書によっても確認できる。「今後 1990 年までの構造的進化の展望」と題されたこの文書<sup>27)</sup>には、1990 年代の 10 年間に欧州諸国が拠るべき政策の方向性が示されている。それによると、欧州諸国は今後とも石油価格の上昇とアメリカおよび日本との厳しい競争という「対外的拘束」のもとにおかれる。したがって各国は、「物価の抑制」、「消費の抑制」、「実質所得の上昇の抑制」、「通貨の安定すなわち国際収支の均衡」に努めなければならない。

#### EMS の第二段階への移行問題 「政治的意思の不在」と問題の先送り

EMS の第二段階への移行と、第二段階の中心に位置する欧州通貨基金の創設をめぐる問題を扱った文献はきわめて少ない。しかし EMS の何たるかを考えるうえでもっとも重要な意味をもつのはこの問題である。というのは、欧州通貨基金の創設こそ欧州諸国の首脳たちが設定した中心的な政治課題だったからである。

9 カ国の代表たちが通貨委員会と中央銀行総裁委員会で戦わせた議論によると、ECU の第二段階とは次のような壮大な事業が進められる過程であった。新たに欧州通貨基金を創設し、この中央機関に各国のすべての為替準備(金、ドル、SDR)の所有権を移す。こうして「為替準備の共同体化」と「為替リスクの共同体化」を実現し、同時に、欧州通貨基金の責任のもとに共同体の域内・域外における ECU の利用拡大を進める。そして最後に、単一の欧州通貨を導入する。この単一の欧州通貨は、ドル、円と並ぶ第三の国際通貨の地位を占め、国際通貨制度の多極化と安定に寄与する。要するに、欧州通貨基金は「欧州中央銀行の萌芽」となるべきものだったのである。

とはいえ、すでに述べたように、ブレーメンとブリュッセルの 2 つの決議に

---

26) AN, 5AG3/2698. Note pour le Ministre, par Jean-Yves Haberer, 17 novembre 1978. Réflexions sur l'état d'avancement des travaux relatifs au SME.

27) AN, 5AG3/922. Commission des Communautés européennes. Secrétariat général. Les perspectives d'évolution structurelle d'ici à 1990 (Communication au Conseil européen-Strasbourg, les 21 et 22 juin 1979), Bruxelles, 14 juin 1979.

はこうした政治的課題の存在を直接うかがわせる文言は見あたらない。早い段階で政治問題化することを危惧し、明文規定されなかったのではないかと考えられる。そうだとするなら、第一段階で各国の為替準備の20%が欧州通貨協力基金に移され、しかも移された準備がスワップのもとにおかれた謎も解ける。準備の預託は欧州通貨基金創設のための橋頭堡だったのである。20%という割合は各国における為替準備構成のバランスを損なわないぎりぎりの水準だったと考えられる。また、預託という形式をとり、しかも3カ月ごとに更新されるスワップのもとにおかれたのは、準備の移転が暫定的な性格のものであることを制度面から明確にするためだったと考えられる。つまり、それらは国会の議を経ることなく、行政府の権限だけで、欧州通貨基金を創設するための足場をEMSの第一段階において構築しておくための、周到に準備された措置だったのである。

ところで、第二段階への移行をめぐる専門委員会の検討作業は難航した。1979年に第二次石油危機が発生したからである。第一次石油危機とは違い、今回の危機ではドイツも大幅な経常収支赤字を記録した。例外は北海油田の開発で産油国になったイギリスだけである（前出表1を参照）。いずれの国の経済も社会も混乱状態に陥り、政府には大きな政治課題に取り組む余裕がなくなった。とくにEMSの第二段階への移行にとって致命的だったのは、フランスでジスカールデスタンの政権基盤が揺らぎ、1981年5月の大統領選挙で社会党候補のフランソワ・ミッテランが勝利する可能性が出てきたことである。一方、こうした「政治的意思の不在」を背景に、もともと欧州通貨基金の創設に否定的だったブンデスバンクが検討作業に大きな影響を及ぼすようになる。

専門委員会では、第二段階の初期の制度をどのようなものにするかが大きな論点になった。主な問題は2つあった。一つは基金のタイプである。すなわち、純粹の中央銀行とするのか、それとも中期信用にも関与する「地域IMF」と中央銀行とを一体化した「特殊型」(sui generis)とするのか。この選択をめぐってはフランスが「特殊型」、ドイツ　ただし、ブンデスバンク　が「中央銀行型」をそれぞれ主張して対立した。しかし途中でフランスが譲歩したことから、選択肢は1980年末までに「中央銀行型」に絞られつつあった。

もう一つの問題はECUの利用である。いずれの国の代表もこれを第二段階の本質にかかわる問題と見ていたが、ここでもフランスとドイツが真っ向から

対立した。

ブンデスバンクは ECU とドルとの交換性の保障に徹底してこだわり、こう主張した。ECU 保有額が為替準備の 20% を超えた国の中央銀行には、欧州通貨基金を介して超過分の ECU をドルに換えることを認める。また、それが現実になるように、ECU の発行量を制限し、使用範囲も欧州の中央銀行間にとどめる。こうしたブンデスバンクの主張は潜在的債権国としてのドイツの立場(利益)を反映するものであった。EMS のもとでは域内信用制度を介して ECU がブンデスバンクに集積することが目に見えていた。ECU は当面共同体の域内でしか流通しないから、ECU の集積によって為替準備の構成が劣化し、マルクの信認が低下する。かくてブンデスバンクは、過渡期である第一段階を事実上固定し、第二段階への早期移行を阻止しようとしたのである。

これにたいしてブレーメンとブリュッセルの 2 つの決議を「バイブル」と見るフランスは、第二段階の初発から ECU を欧州共通通貨の萌芽として扱い、その使用範囲を拡大できるような制度にすることを主張した。具体的には 20% の為替準備の所有権を欧州通貨基金に最終的に移し、スワップを廃止する。また ECU とドルとの交換は、国際収支上の都合でドルを必要としている国一般に弱い通貨国にたいしてのみ認めるようにすべきである、と。

しかし 1981 年 2 月になって、欧州閣僚理事会が欧州通貨基金の創設を無期限に延期した。これにより、単一通貨の導入に向けた道も事実上閉ざされた。その後も作業は専門委員会によってつづけられたが、明確な政治意思が示されないなかで、議論はますます技術的な細部に立ち入ることになり、集約よりも拡散の一途をたどることになる。

#### EMS の政治的性格とミッテランの選択

1981 年 5 月のフランス大統領選挙ではミッテランがジスカールデスタンを破り、後任の大統領に就任した。ミッテランの社会党新政権は選挙公約どおり経済政策路線を拡張主義に転換し、弱い通貨政策に回帰した。その結果、早くも同年 10 月にフランの切下げに追い込まれた。弱い通貨政策をつづけようとするかぎり、フランスが EMS にとどまることは難しい。このため、政権の内部では EMS からの離脱さえ真剣に検討された。しかし 1982 年下期からミッテランは緊縮政策に転じ、政策路線をジルカールデスタン/バール時代のもの



に戻した。次いで EMS にたいする姿勢も転換し、1985年1月にはジャック・ドロールを欧州委員会に委員長として送り込み、通貨統合の再発進に向けて精力的に行動させる。

では、なぜミッテランは EMS にたいする姿勢を変えたのか。経済的観点からは2つの説明が可能である。第一は、拡張主義的政策の失敗をつうじて、フランスのような中小規模の工業国にはもはやこのタイプの政策は実施できないという現実をミッテラン自身が確認し、それを受け入れた。つまり、元計画庁長官ミシェル・アルベルが私とのインタビューのなかで使った言葉を借用すれば、「ミッテランも対外的拘束を受け入れた」<sup>28)</sup>ということである。

第二は EMS の仕組みそれ自体に関係している。ミッテラン政権が登場した当時のフランス銀行総裁ジュニエールが、総裁退任後の1987年に EMS の性格に関連して次のような興味深い証言をしている<sup>29)</sup>。EMS には ECU の使用と欧州通貨基金の創設という2つの政治的任務が制度そのものに埋め込まれていた。ECU は発行されたし、欧州通貨基金の一部も為替準備の20%が欧州通貨協力基金に預託されるというかたちで、同じく実体化していた。したがって旧スネイクが単純な為替機構であるという意味で「純粋に技術的なスネイク」(le Serpent purement technique)であったとするなら、EMS は2つの政治目標が埋め込まれていたという意味で「双頭のスネイク」(un Serpent à deux têtes)である。ミッテランが結局 EMS への残留を決めたのはこのためであった。「純粋に技術的なスネイク」からの離脱は多分に政策技術的問題として処理できるが、EMS からの離脱は実現できなかった。EMS が高度に政治的な性格をもつ制度であるために大きな政治的リスクをとまうからである。

かくてジュニエールによると、ジスカルデスタンとシュミットが EMS に仕込んだ2つの政治目標は、社会党政権を EMS につなぎとめただけでなく、同政権を通貨統合に向けて再発進させる重要な誘因にもなったということになる。

---

28) ミシェル・アルベルからの聞き取り調査(2010年9月13日、パリ、フランス・アカデミー内のアルベルの執務室)。

29) ABF, 1489200205/308. Renaud de la Genière, «Pour l'Union monétaire européenne», in *Revue du Marché Commun*, n°307, mai-juin 1987.

## 結び

最後に、冒頭に掲げた歴史研究にとっての3つの課題について、暫定的な回答を示しておきたい。

第一に、通貨統合に向けた欧州諸国の歩みがとまらなかったのはなぜか、という課題について。経済面に限定してもいくつかの理由が考えられる。なかでも注目しておきたいのは次の2つである。

まず、石油危機が発生し変動相場制が一般化して以降、対外開放度の高い欧州の「中小規模の工業国」には「対外的拘束」が強く及ぶようになった。これらの国では域内貿易が貿易総額のなかで大きな割合を占めていたから（前出表2を参照）、通貨を統合すれば固定相場で決済できる貿易の割合が増え、対外的拘束は大幅に緩和される。こうした文脈のなかで見ると、通貨統合という選択は、1970年代に生じた資本主義世界の構造変動にたいする欧州諸国の「生残り戦略」だったということになる。とりわけベネルクス諸国が通貨統合に熱心だったのもうなずけよう。

次に、欧州諸国は経済統合を目標にかかげる欧州共同体という政治同盟を形成しており、通貨統合は経済統合を完成段階に導く最終的手段として位置づけられていた。欧州委員会の初代委員長ヴァルター・ハルシュタインが「われわれは事業を行っているのではない、政治を行っているのである」と述べたことはよく知られている。彼によると、「統合されるのは、経済活動の行われる前提条件の創造にあたって国民国家が演じる役割である。……それはたんに自由貿易をめざした運動ではない<sup>30)</sup>」のである。この言葉は欧州経済統合の本質を衝いた名言である。というのは、欧州における経済統合、したがってまた通貨統合は、国民国家の介入政策の統合を意味しており、それは本質的に政治という「主体主義的」<sup>ボランティア</sup>動機によって支えられていたからである。

この点をより具体的に説明しよう。欧州通貨統合の独自性は、各種の経済政

---

30) Walter Hallstein, "Economic integration and political unity in Europe", a speech delivered at Harvard University on May 22, 1961, cit. by Richard Mayne, *The Community of Europe*, London, 1962, p. 128. (R・メイン著/現代研究会訳『ヨーロッパ共同体 その歴史と思想』ダイヤモンド社, 1963年, 170-71頁。)

策（農業政策から通貨政策まで）の統合が主権国家の存続を前提に進められてきた点にある。これは経済面で見ると、通貨政策は欧州中央銀行の創設によって統合されたが、財政政策を含む経済政策の中央決定機関は創設されず、（収斂基準は設けられているものの）基本的に各国政府に委ねられたままになっている事実が端的に示されている。つまり、通貨統合は一方における国家の介入政策の統合と、他方における主権国家の存続という二元性によって特徴づけられているのである。そして通貨統合の歴史は、これまでのところ、この二元性から生じる困難な問題を政治が現実主義的な方法で不断に克服する過程であった。ただし、興味深いことに、こうしたことは英米人には了解しがたいようである。というのも、イギリスは通貨統合から常に距離をおこうとしてきたし、英米のエコノミストたちは、統合欧州が危機に陥るたびにユーロ圏の分裂という最悪のシナリオを真っ先に口にするからである。

第二の課題は、経済政策ならびに市場経済モデルについての社会的コンセンサスの成立いかんである。このコンセンサスは1974 - 75年の経済危機以後、新自由主義が欧州諸国に浸透を始めたのと軌を一にして、段階的に成立するようになったと考えられる。そのもっとも分かりやすい指標は、物価の安定と各種規制の緩和（最終的には国有企業の民営化）を最優先にかかげる政策が各国で受け入れられるようになったという事実である。この点については、本論で1979年のヴァングレヴリングの覚書を紹介しているが、最後にもう一点史料を紹介しよう。それは1984年から87年1月までフランス銀行総裁を務めたミシェル・カムデシュが、IMFの専務理事に就任すべく総裁を辞任した際に、同行の理事会で行った挨拶である。

幸運にも私は、わが国の通貨の健全性　すなわち、安易な金利政策、行政的手法による信用配分、競争的切下げといった安易な便法の拒否、つまり長年にわたってフランスがとられてきた幻想のいっさいの拒否が広範な国民的コンセンサスを得て復活した時期に、当行の総裁を務めることができました。……こう申しますのは、健全で国際的に評価される通貨という至上命題についてわが国で国民的コンセンサスが成立したのは最近のことだからです<sup>31)</sup>。（傍点は引用者）

31) ABF. Extrait des comptes rendus de délibérations du Conseil Général, 15 janvier 1987 (doc. dans

大統領ミッテランと、シュミットの後任の首相ヘルムート・コールの間で仏独枢軸が復活し、欧州委員長ドロールのもとでマーストリヒト条約に向けた道が用意された背景には、ここに確認されているようなフランスにおける「健全通貨」にたいする社会的コンセンサスの成立があったのである。また、単一通貨の導入にたいする最大の抵抗勢力になっていたブンデスバンクがこの通貨を受け入れる姿勢に転じたのも、周辺諸国に広がったこの社会的コンセンサスに負うところが大きい。

最後の第三の課題は通貨統合と国家主権の関係である。国家主権をめぐる問題は公式の場に登場しなかった。そもそも共同体の内部では、問題の解決を難しくするという理由から、公式の場で学説や理論に直結するような議論をすることはタブー視されていた。本論でこの問題領域に立ち入れなかったのもこのためである。とはいえ、変動相場制が定着し、固定相場制への復帰が現実味を失い、欧州諸国にとって通貨統合の必要性が増すなかで、国家主権問題が見え隠れするようになる。

ここで注目すべきはフランスの姿勢である。というのも、ドゴール大統領の時代から、共同体と国家主権の関係はこの国にとってとりわけ敏感な問題だったからである。フランスでは1970年代半ばに、政府部内でこの問題に関係する2編の文書が作成されている。一つは1975年に財務省内で作成された文書で、ここでは通貨統合を想定したシミュレーションが行われている。単一通貨の導入までにどのような段階を踏むことが考えられるか、段階ごとに国家と共同体の間で権限の移譲ならびに分有の関係がどう変化するかが詳細に検討されている。その結論は、通貨統合は長期を要する過程であるので、国家主権問題

---

le dossier personnel de Michel Camdessus). 1995年に公開されたフランス銀行の公式出版物には、同じ内容のことがより直截的なかたちで記されている。

経済政策は失業とインフレのいずれか一方を選ぶことができるという、第二次石油危機まで一般に流布していた確固たる確信には根拠のないことが明らかとなった。インフレは経済発展を助成するどころか、とりわけ投資と雇用に害を及ぼすように見える。もっともうまく長期の成長を達成したのは、インフレがもっともよく制御された諸国である。こうして次第に次のような認識が支配的になった。通貨の安定は長期の成長の要因である。資本市場の自由化と、経済人たちによる予測の重みの増大によって深く変化をとげた環境のもとでは、通貨政策は経済に必要な流動性を供給するという伝統的な役割を離れ、通貨の安定だけを目標にすべきである……。(*La Banque de France et la monnaie*, 5<sup>ème</sup> éd., Paris, chez la Banque de France, 1995, p. 74.)

に最終的な結論を出すことなく通貨統合に向けた取組みに関与することは可能である、というものである。

もう一つの文書は、同じ1975年にベルギーの首相レオ・テンデマンスが欧州首脳理事会に「テンデマンス報告」の通称で知られる報告書を提出した際に、ジスカールデスタンの外交顧問が作成したものである。テンデマンス報告には、統合の最終段階で加盟国が自らの主権を共同体に全面的に移譲するという「<sup>フェデラリズム</sup>連邦主義」の考え方　これはベネルクスの一貫した考え方である　が色濃く滲み出ていた。大統領外交顧問は、この機会に、欧州統合と国家主権の関係についてのフランスの原則的立場を明確にしておくべきであるとし、ジスカールデスタンにたいして、フランスの立場は「主権の共同行使」という概念に集約できる、この原則にもとづいてテンデマンス報告に対処すればよい、と進言している。フランスの立場は、国家主権の絶対性を唱えるドゴールの時代から大きく進化していたのである。

(ごんじょう・やすお 横浜商科大学商学部教授・横浜国立大学名誉教授)

#### 参考文献

- (1) 権上康男「ヨーロッパ通貨協力制度『スネイク』の誕生(1968-73年) 戦後国際通貨体制の危機とフランスの選択」『エコノミア』第56巻第1号, 2005年5月。
- (2) 「ウェルナー委員会とフランスの通貨戦略 フランスは『マネタリスト派』であったか」関東学院大学『経済系』第227集, 2006年4月。
- (3) 「スミソニアン体制崩壊後の欧州通貨協力(1973-76年) 『スネイク』改革問題とフランス」『横浜商大論集』第41巻第2号, 2008年2月。
- (4) 「ローマ条約の二元性とマクロ経済政策の協調(1958-65年) 欧州通貨統合の前史」『横浜商大論集』第42巻第1号, 2008年9月。
- (5) 「ケインズ主義から新自由主義へ 1970年代の経済危機とフランスの転身」『横浜商大論集』第43巻第1号, 2009年9月。
- (6) 「ユーロ・ベシズム下の仏独連携(1974-78年) EMS成立の歴史的前提」『横浜商大論集』第43巻第2号, 2010年3月。
- (7) 「欧州通貨協力制度『EMS』の成立(1978年) 政治と経済のはざままで」『横浜商大論集』第44巻第1号, 2010年11月。
- (8) 「EMSの発足と共通ドル政策(1979-81年) 変動相場制下の大国と小国, それぞれの利害と論理」『横浜商大論集』第45巻第1号, 2011年9月。
- (9) 「未完に終わった単一通貨への道(1979-81年) EMSの第二段階と欧州通貨基金」『横浜商大論集』第45巻第2号, 2012年3月。
- (10) Gonjo, Yasuo: «Qui a gouverné la Banque de France (1880-1980)» in Olivier Feiertag et Isabelle Lespinet-Moret, *L'Economie faite homme*, Genève, 2010.

- (11) 権上康男編著『新自由主義と戦後資本主義 欧米の歴史的経験』日本経済評論社，1999年。
- (12) 島崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社，1987年。
- (13) 田中素香編著『EMS：欧州通貨制度 欧州通貨統合の焦点』有斐閣，1996年。
- (14) 川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序 ドゴール外交とヨーロッパの構築 1958-1969』創文社，2007年。

〔付記〕 本稿は，経済研究所で行った2011年12月3日の講演「スネイクからEMSへ 欧州通貨統合史の神話と実相」の原稿に加筆し，簡単な脚注を付したものである。より詳細な情報および典拠については，参考文献中の拙論(1)-(11)の関係する箇所を参照されたい。